

令和7年度事業 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金について(主要事業の紹介)

下記の事業について、広く申請を受け付けています。

- ・申請書の提出期限は令和7年11月17日(月)となります。
- ・原則として事業開始の15日前までに交付申請書を提出してください。
- ・事業開始後に申請する場合は、各事業担当者に御相談ください。

下記期間に実施する事業について対象
令和7年4月1日～
令和8年3月31日

補助事業名	事業者等名※	補助対象経費※	補助基準額※	補助率	備考	担当課・担当者	電話番号
① 病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業(継続)	病院	病院に入院する患者の入院期間短縮等を図るため、当該医療機関が行う歯科歯科連携による歯科保健医療に必要な次の経費 (1)患者や歯科・歯科の医療従事者との調整を行うための人件費等 (2)口腔ケアを外部の歯科診療所等に依頼する場合の報償費、委託料等	(1)8,072円/人・日 (2)8,800円/人・日	10/10以内	留意事項あり	地域医療課 瀨尾	024-521-7221
② 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業(継続)	病院	地域医療構想に基づき、各病院がその地域に必要な病床への機能分化・転換を行い、医療提供体制を確保するための施設整備等に必要な経費	詳細は交付要綱を御確認ください。	詳細は交付要綱を御確認ください。	留意事項あり	地域医療課 細川	024-521-7915
③ 病床の機能分化・連携を推進するための解体等支援事業(継続)	病院	地域医療構想の実現に向け、病床の削減に伴い、不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失	詳細は交付要綱を御確認ください。	詳細は交付要綱を御確認ください。	留意事項あり	地域医療課 細川	024-521-7915
④ 小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業(継続)	郡市医師会	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施に必要な経費	300千円	10/10以内	留意事項なし	地域医療課 安達	024-521-7221
⑤ 在宅医療推進事業(継続)	病院、歯科・歯科診療所、訪問看護事業所、医療関係団体	県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関及び医療関係団体等が実施する取組に必要な経費	2,000千円	10/10以内	留意事項あり	地域医療課 半田	024-521-7221
⑥ 地域連携体制支援事業(継続)	病院	退院支援部門の設置運営に必要な次の経費 (1)退院支援部門に新たに配置した専従職員(看護師、社会福祉士、精神保健福祉士)の人件費	2,000千円	10/10以内	留意事項あり	地域医療課 半田	024-521-7221
⑦ 在宅医療基盤整備事業(在宅医療機器)(継続)	病院、歯科・歯科診療所、訪問看護事業所	在宅医療提供体制強化のため、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等	2,900千円	2/3以内	留意事項あり	地域医療課 半田	024-521-7221
⑧ 在宅医療基盤整備事業(訪問診療車)(継続)	病院、歯科・歯科診療所、訪問看護事業所	在宅医療の推進のために必要な訪問診療車の整備に必要な備品購入費等	2,000千円	2/3以内	留意事項あり	地域医療課 半田	024-521-7221
⑨ 医療と介護の連携強化事業(継続)	病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等	医療機関及び介護事業者がICTを活用し、在宅患者の情報を共有するために必要な設備整備に要する経費	500千円/施設	1/2以内	留意事項あり	地域医療課 鈴木麻	024-521-7221
⑩ がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業(継続)	がん診療連携拠点病院	地域の薬局薬剤師に対して行うがん診療における質の向上のため、がん診療連携拠点病院等が行う次の経費 (1)がん治療の化学療法、緩和ケアに関する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (2)がん治療の化学療法、緩和ケアに関する実習に必要な報償費、需用費等		10/10以内	留意事項あり	薬務課 神田	024-521-7233
⑪ 地域医療提供体制強化事業(継続)	医療機関	二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するために必要な次の経費 (1)小児医療を担う施設(※1)に必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等 (2)院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関(※2)に必要な工事請負費(増改築、改修等)及び備品購入費等 (※1)民間病院を除く。 (※2)浜通りの医療機関を除く。	(1)10,000千円 (2)施設 5,040千円 設備 3,811千円	1/3以内	留意事項あり	地域医療課 半田	024-521-7221
⑫ 医業承継診療所施設設備整備支援事業(継続)	医業承継バンクにより承継され開業する診療所	医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」または「在宅医療」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設・設備の整備にかかる費用	40,000千円/施設	1/2以内	留意事項あり	地域医療課 半田	024-521-7221

※ 「②病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業」及び「③病床の機能分化・連携を推進するための解体等支援事業」について、活用意向がある場合は、事前に下記の担当者まで御連絡ください。

※ 事業者等名、補助対象経費、補助基準額及びその他詳細については、「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」及び各事業の留意事項等を御確認ください。(「福島県 確保基金 医療分」でウェブ検索)